

第23回

読谷村農業委員会会議録

第 2 3 回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和 4 年 7 月 2 5 日 (月)			
開催時刻		1 4 時 0 0 分 開会 1 5 時 0 0 分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3 階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者 1 0 名 欠席者 0 名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1 番	伊波 正景	出	6 番	知花 勝也	出
2 番	屋宜 清	出	7 番	知花 竜	出
3 番	上地 和豊	出	8 番	知花 毅	出
4 番	與久田 一徳	出	9 番	真栄田 武	出
5 番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者 5 名 欠席者 3 名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		欠
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		欠	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		欠
議事録署名委員		9 番 真栄田 武 1 番 伊波 正景			
事 務 局 職 員		局長 新垣 功 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程 1	会長諸般の報告
日程 2	会議録署名委員の指名について
日程 3	会期の決定について
日程 4	報告第 7 号 農地転用許可指令の接受について
日程 5	議案第 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程 6	議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程 7	議案第 3 5 号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程 7	議案第 3 6 号 農用地利用集積計画 (案) に係る意見決定について

議長

これより第23回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。

— 日程1 会長諸般の報告 —

— 日程2 会議録署名委員の指名について —

— 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りとします。

皆さんにお願いですけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて総会時間を短縮するために現地調査も事前に済ませておりますので、明瞭簡潔にお願いをしたいと思いますっております。

それでは進行します。

日程4の報告第7号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第7号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局より報告がありましたけれども、これは報告ですので、特に質疑がなければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

次に、日程5の議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書4ページをお開きください。

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第32号の農地法第3条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございましたが、本日の現地調査は省略して採決を行ってまいります。

これより審議に入ります。受付番号1番について、地区担当の委員の御意見ををお願いします。

委員（６番）	６番知花です。写真の資料を御覧ください。１ページですね。右端に写真ですが、真ん中に看板があり、その奥がキビ畑となっています。既に植え付けが終わり、埋土までされています。申請人は自作地と申請地でサトウキビを栽培しており、今後も継続して利用するということです。何ら問題ないと思いますので、許可相当ではないかと判断いたします。
議長	知花勝也委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。
委員（９番）	９番真栄田です。この受付番号１番の土地は、瀬名波の土地改良区予定地内に入っていますか。
事務局	入っています。
委員（９番）	所有権移転なのですが、その辺の土地改良の進行について何ら問題ないかというのは聞いていませんか。
事務局	瀬名波土地改良区も既に調整はされており、問題ないということで回答は得ています。
委員（９番）	分かりました。了解です。
議長	ほかに御質問はないですか。なければ進行していいですか。 （「進行」の声あり）
議長	では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号１番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で決定しました。 次に受付番号２番について、地区担当の委員の御意見をお願いしたいと思います。

委員（４番）	４番與久田です。写真の２ページを御覧ください。この場所はファームポンドの裏側にあり、以前も菊を栽培されていました。現在下の半分のほうはオクラを栽培されていて、また菊を作るということであります、許可相当でお願いします。
議長	與久田委員のほうからは、許可基準適合表も何ら問題なくクリアしておりますので、許可相当の御意見であります。ほかの委員から何か御質問はありますか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので、進行します。 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号２番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で決定しました。 次に受付番号３番について、現地を確認したのは地区担当お願いします。
委員（１番）	１番伊波です。航空写真の３番を御覧ください。この土地はマックスバリュの大型車の上地自動車だったかな、その工場のちょっと裏側になるが、現場調査をしたところきれいに耕作されていて、本人は野菜を計画しているみたいです。問題ないと思います、許可相当でお願いします。
議長	伊波委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員から何か御質問等がありましたら。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので、進行します。 では疑を終結して、これより採決を行います。受付番号３番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で決定しました。
次に、日程6の議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請
について議題とします。提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書15ページをお開きください。
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請につい
ての提案理由の説明がございました。本日の現地調査は省略して、
質疑・採決を行ってまいります。
これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認し
た委員の御意見からお願いしたいと思います。

棚原推進委員

棚原です。航空写真の4ページの左上ですね。申請地の周囲は住
宅として使用されていまして、一般住宅を建築する計画であること
から問題はありません。許可基準適合表もクリアしているので許可
相当でお願いします。

議長

棚原委員のほうからは許可基準適合表もクリアして問題ないとい
うことで、許可相当の御意見であります。ほかの委員から何か御質
疑等ありましたらお願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声ですので進行します。
では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は
許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号2番について、現地を確認した委員から御意見をお
願いしたいと思います。

委員（５番）	５番比嘉です。資料の４ページを御覧ください。下のほうですね。この申請地は住宅用地して整備された読谷西部非農地設定区域であり問題はないのですが、許可基準適合表がクリアできていないので不許可相当でお願いいたします。
議長	今委員のほうからは、許可基準適合表が現時点でクリアされていないということで不許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かありましたら。
委員（９番）	９番真栄田です。適合表の中で接道とありますけれども、この写真の中ののり面の部分が問題になっているのか。
事務局	説明します。まず建物を造る場合には建築基準法の関係があり、第43条で建物の敷地が道路に２メートル接しないといけないということがあります。その道路が何かというと道路法上の道路、いろいろあるが、まず村道です。村道に接道しないといけないが、この前面道路が村道ではありません。農地活用推進課が管理する道路で、農道でもないが、そういう位置づけになっている。それで接道するために農地活用推進課から使用許可を得る必要があります。この道を使って建築基準法上の確認を取っていいか、というための使用承諾等が必要になるので、代理人の方にはその旨を伝えています。ただ、まだ申請がなされていないということです。ただし申請がされれば、許可自体は問題はないということです。
委員（８番）	８番知花です。まずこういう事業、区画整理事業等の非農地等の同じような事業があると思いますが、通常事業者が道路を整備して、そして関係機関に申し入れをして市町村道の認定をするというのが通常のパターンであるので、ましてや非農地であるという場所が村道認定をされていないという経緯は、おかしいのではないかと。通常は宅地利用をするということで、事業の趣旨からしても問題ないが、なぜこういう取り扱いになっているのかが理解できない。はっきり言って、役場総体として関係機関連携しながら、整備すべきところは整備すべきだと思う。そうしないと同じように事業の区域の中に多大な不利益を受けているというふうな見方をするのはいかがなものでしょうか。

事務局	細かい経緯まではすみません、これは道路を管轄している都市計画課だったり、当時整備をした昔の農業推進課だったり、そういう経緯がありますので、農業委員会から経緯の説明は答えられない。村道として認定はできないが、使用許可で建築はできるようにした等の経緯はあるのかなと思います。
知花推進委員	この事業に関わった者として発言しますが、この道路用地の部分に関しては整備完了の際に村に譲ったのです。面積を測って一括して村のほうに譲りました。管轄している場所で村道や、農地推進課のほうで管理する。なんてことになっているとは知りませんでした。ここは知花毅委員も話していたように非農用地のエリアです。県サイドも一緒になって認識している部分の中で、建築に何で加担しているのかなということで不思議ではない。管轄をした都市計画課もやっているの、これは役場のほうできちんと整理をして、村道にして今後同じ事例が出てこないようにしたほうがいいということで意見を上げました。ぜひそういう方向でやっていただきたいなと思います。村道としてあげたからね。
事務局	そうですね、こちらについては接道等を含めて問題のない場所で、また同じように確かに農道扱いにもなっていない道路というところで、過去の経緯等もあると思うが、同じような経緯で建築されているところもあるというので、この案件に関しては、特に問題はないと思っております。今、農地活用推進課の課長という立場でもおかしいと思うが、ちょうど行き止まりであり、これを村道認定というのはまた厳しいのかな、という面もある。役場の内部のほうでどういった形が取れるのか、地目上も公園用地という形になっているので、経緯も再度調べながら、今後に向けたものができるのかどうかということも含めて少し調整はさせてください。
議長	今の知花委員からの質問に対する経緯については、次の総会するときでもいいですから、またこういう機会に回答は伺います。
委員（８番）	この西部土地改良区と隣接する白石原、ここが袋地の状態になったら困るということで、その土地改良の時点で道を開けようというふうなスペースまで当時の課長たちが考えて、このような図面に

なっているんですよ。だから将来を考えながら、隣接する地域の宅地化に向けて道路を通していくことも加味したそういう策定になっていますので、そこら辺は十分理解して、今後この周辺に関してはぜひ役場サイドで進めていただきたいと思います。

議長 それでよろしいですか。

事務局 はい、分かりました。

議長 ほかに御質問はないですか。進行したいのですが、よろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番は御意見のとおり、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号2番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員（2番） 2番屋宜です。航空写真の5ページを御覧ください。これについては第一種低層住宅専用地域となっていて、周囲も住宅に囲まれている、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でよろしいかと思います。

議長 屋宜委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からほかに何かありましたらお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、進行します。

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号3番は御意見のとおり、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、日程7の議案第34号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書16ページをお開きください。

議案第34号 農地転用事業計画変更承認申請について。

議長

ただいま議案第34号 農地転用事業計画変更承認申請についての説明がございました。

これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員(5番)

5番比嘉です。資料の6ページをお願いいたします。申請地は住宅用地として整備された読谷西部非農地設定区域であり、過去に転用許可を受けた経緯もあることから、問題なく承認相当だと思います。

議長

比嘉委員のほうからは承認相当の御意見でありました。ほかの委員から何かありましたらお願いします。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしなので進行したいと思います。受付番号1番は承認相当で進達することに決定してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

そのとおり決定いたしました。

次に、日程 8 の議案第35号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定に基づき農業委員会の意見が求められております。御意見を伺う前に議事参与の制限がございますので、議席 5 番の比嘉健二委員の退席を求めます。

－議席 5 番 比嘉健二委員 退席－

事務局

議案書17ページをお開きください。

議案第35号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について。

議長

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をして質問をお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので、進行したいと思います。

では質疑を終結して、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第35号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり決定されました。

議席 5 番の比嘉健二委員の議事参与を許し、入室を許可します。

－議席 5 番 比嘉健二委員 復席－

議長

これにて日程 1 から日程 8 までの全ての議案の審議が終了しました。決議事項における議事整理については会長に一任することに御

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

皆さんの御協力の下、第23回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので御礼申し上げます。

その後の伝達事項については、事務局のほうからお願いしたいと思います。